

別紙

山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所の売電に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、山梨県企業局（以下「企業局」という。）が所有する山梨県営西山発電所など水力発電所10箇所（以下「本発電所」という。）で発電する電気の売電に適用する。

2 業務内容

本発電所が発電する電気のうち、発電所内の消費電力等の必要電力（以下「所内電力」という。）を除いた全てを買受人に売電するものとする。

買受人は、企画提案した「魅力ある環境価値電力料金メニューの設定」、「電力の地産地消に関する取り組み」（以下「企画提案内容」という。）を行うものとする。

3 対象発電所

(1) 発電所一覧

発電所名	発電機台数	所在地	最大出力 [kW]
西山発電所	2台	早川町湯島	18,800
湯島発電所(※)	1台	早川町湯島	2,000
奈良田第一発電所	2台	早川町奈良田	27,600
奈良田第二発電所	1台	早川町奈良田	4,600
奈良田第三発電所	1台	早川町奈良田	2,500
広瀬発電所	1台	山梨市三富川浦	3,200
天科発電所	1台	山梨市三富川浦	13,600
琴川第一発電所(※)	1台	山梨市牧丘町柚口	900
琴川第二発電所(※)	1台	山梨市牧丘町柚口	660
琴川第三発電所	1台	山梨市牧丘町柚口	1,100
計			74,960

その他、各発電所に係る特記事項は別紙1のとおり

4 期間及び電力量

(1) 売電期間

令和6年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとする。（3年：最低契約年数）

なお、本プロポーザルにより選定された電力受給契約候補者（以下「候補者」という。）は企画提案内容（買取単価、環境価値の有効活用、電力の地産地消）に係る取り組みについて、契約期間中の変更は行わないことを条件に、企画提案時に提示する契約希望年数にて電力受給契約を締結できるものとする。（1年単位、最長7年、令和13年3月31日まで）

(2) 予定売電電力量

天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量を売却し、買受人は全量購入するものとする。

※ 琴川第一発電所及び琴川第二発電所については、電力受給期間の開始を令和6年6月1日とする。

また、湯島発電所、琴川第一発電所及び琴川第二発電所については、リプレース工事期間中の試運転電力の買取を含み、電力受給期間はFIT売電の切替までとする。

(3) 令和6年4月から令和9年3月までの予定売電電力量

(単位：1,000kWh)

発電所名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3ヶ年平均
西山	93,449	93,336	89,443	92,076
湯島	6,154	2,477	0	2,877
奈良田第一	105,287	113,698	113,698	110,894
奈良田第二	15,703	18,023	17,865	17,197
奈良田第三	10,241	10,117	10,228	10,195
広瀬	8,253	8,186	7,788	8,076
天科	43,335	42,983	42,115	42,811
琴川第一	3,145	0	0	1,048
琴川第二	2,028	0	0	676
琴川第三	5,016	5,047	5,132	5,065
年度計	292,611	293,867	286,269	290,915

月別予定電力量は別紙2のとおり

- (4) 設備の更新及び修繕等に伴う停止見込み
別紙3のとおり
- (5) 過去10年間の月別売電電力量実績
別紙4のとおり
- (6) 過去3年分の1時間毎の売電電力量実績
別紙5のとおり

5 発電見込み

(1) 作成

一日の運転パターン及び電力量予測（以下「発電計画」という。）は企業局が作成する。

(2) 発電計画の通知

企業局は買受人に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知する計画については以下を基準とするが、時間等詳細及びこれ以外の通知内容は協議により決定する。

通知の期限	通知内容
毎日10時まで	当日10時～24時の30分ごとの発電電力量 翌日、翌々日の30分ごとの発電電力量

ただし、河川からの取水量により発電量が変動することから、通知した発電計画と実績値とが相違する場合がある。

6 発電の停止および制限

企業局は、発電計画の通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限できるものとする。
なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 河川の利水関係者からの要請
- (4) 取水する河川の流量変動（ダム放流量の変動も含む）

- (5) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (6) 送配電事業者からの要請
- (7) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (8) 電力広域的運営推進機関の指示等
- (9) その他保安上の必要がある場合

7 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。ただし、送配電線の停電及び発電設備の事故もしくは設備の不具合により緊急に作業を行うため予期せぬ発電停止をする必要がある場合には、企業局は速やかにその内容を買取人へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8 電力料金

(1) 電力料金の算定（従量制）

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次に定める算定方法による。

当該月の受給電力量に提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力料金の支払い

原則として、企業局は（1）により算定した電力料金を検針日の翌月の10日までに買受人に請求し、買受人は、当該月の末日まで（以下「支払期日」という。）に企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払うものとする。

(3) 容量市場（kW価値）における収入の取り扱い

企業局と電力広域的運営推進機構が締結した容量確保契約により企業局が得られる収入については、この電力量料金による収入との精算を行わないことから、本要領別表1「評価基準」に示す買取単価は、容量市場におけるkW価値を除く提案として取り扱うものとする。

なお、容量市場の契約内容については、本公募の参加資格を有すると通知されたものに提示する。

9 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約書等の写しを提出すること。

(2) 取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て買受人の負担とする。

(3) 契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 容量市場に係る山梨県の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関から企業局へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務への協力を行うこと。

(5) 守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(6) インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(7) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続き全ては、買受人が行う。

(8) 環境価値

本契約には、総合資源エネルギー調査会において検討されている非化石価値を含むものとし、総合資源エネルギー調査会での検討結果や非化石価値等の付加価値に関する法令の改正等の状況により、その取扱いについて協議するものとする。

(9) 発電側基本料金

電力・ガス取引監視等委員会において検討されている発電側基本料金が、本契約期間中に導入された場合は、企業局及び買受人が発電側基本料金の負担に係る契約変更の協議を行い、必要な額を買取単価に転嫁するものとする。

(10) 運用申合書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申し合せ書を双方協議のうえ作成、締結する。

(11) 企画提案内容の計画

買受人は、企画提案内容を実施するにあたり、事前に実施計画書を企業局に提出する。

(12) 企画提案内容の実施報告

買受人は、企画提案内容の実施状況について、実施後、速やかに企業局に報告すること。

(13) 企画提案内容の不履行による契約等解除

企画提案内容の履行状況が著しく不相当と認められる場合には、契約等を解除する場合がある。この場合、次回の応募に参加できないものとする。

(14) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により定めるものとする。